

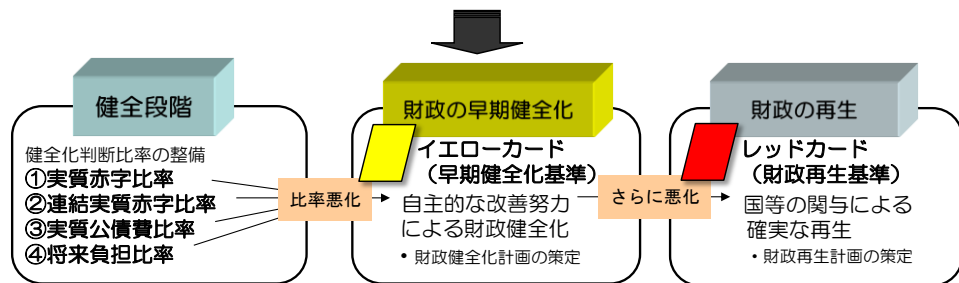
土浦市の健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成29年度決算に基づく健全化判断比率を算定しました。

健全化判断比率の導入

旧制度には、以下のような課題があるとされていました。

- 地方公共団体の財政情報の開示が不十分。
- 地方公共団体財政のイエローカード状態を発見することができず、早期の財政健全化が難しい。
- 地方公共団体が将来的に抱える負担が分かりにくい。



健全化判断比率（4指標）の対象範囲

| | | | | | |
|---|--------|------------|---------|-----------|----------|
| 土浦市 | 一般会計等 | 一般会計 | ①実質赤字比 | | |
| | | 公共用地先行取得会計 | | | |
| | 公営事業会計 | 駐車場会計 | | ②連結実質赤字比率 | |
| | | 国保会計 | | | |
| | | 介護会計 | | | |
| | | 後期高齢者医療会計 | | | |
| | | 下水道会計 | | | |
| | | 農集集落会計 | | | |
| | 公営企業会計 | 駅北再開発会計 | | | ③実質公債費比率 |
| | | 水道会計 | | | |
| 土浦市が加入する一部事務組合 新治地方広域事務組合・湖北環境衛生組合など | | | ④将来負担比率 | | |
| 土浦市が出資する公社・第3セクター 土地開発公社・産業文化事業団など | | | | | |

①土浦市の実質赤字比率 —
(イエローカード11.84% レッドカード20.0%)

■実質赤字比率とは・・・

形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどして、実質的には赤字の状態を実質赤字と言います。

一般会計等における実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが実質赤字比率です。

$$\frac{\text{実質赤字額なし}}{\text{市税・地方交付税などの標準的な財政規模291.8億円}} = 0\%$$

土浦市では、29年度における実質赤字は生じていないため、実質赤字比率は「—」（該当無し）で、健全段階となっています。

②土浦市の連結実質赤字比率 —
(イエローカード16.84% レッドカード30.0%)

■連結実質赤字比率とは・・・

一般会計等において翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険会計や下水道会計など、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。財政規模に対する連結実質赤字の割合が連結実質赤字比率です。

$$\frac{\text{連結実質赤字額なし}}{\text{市税・地方交付税などの標準的な財政規模291.8億円}} = 0\%$$

土浦市では、29年度において、全ての会計において実質赤字が生じていないため、連結実質赤字比率は「—」（該当無し）で、健全段階となっています。

③土浦市の実質公債費比率 7.5%
(イエローカード25.0% レッドカード35.0%)

※実質公債費比率が18.0%を超えると、地方債を発行するときに県知事の許可が必要となります。

■実質公債費比率とは・・・

道路や学校などの公共施設をつくる際には、たくさんのお金がかかるため、その資金として借金（地方債）を発行することが認められていて、その地方債を償還するのが公債費です。実質公債費とは、道路整備や学校建設などの一般会計等における地方債だけでなく、下水道事業などの特別会計で発行した地方債に対する一般会計の負担分などを含めた実質的な地方債償還のことです。この実質公債費が、財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが実質公債費比率であり、過去3カ年の比率の平均により算出することとなっています。

平成29年度実質公債費比率【単年度】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{【一般会計等の公債費に充当した一般財源44.5億円】} + \text{【下水道事業等の特別会計の公債費のうち一般会計負担分13.1億円】} \\ + \text{【加入組合公債費の本市負担分等0.3億円】} - \text{【地方債償還の財源として普通交付税基準財政需要額に算入された額40.6億円】} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{【市税・地方交付税などの標準的な財政規模291.8億円】} \\ - \text{【地方債償還の財源として普通交付税基準財政需要額に算入された額40.6億円】} \end{array}} \doteq \frac{17.3\text{億円}}{251.2\text{億円}} \times 100 \doteq 6.9\%$$

27・28・29年度の3か年の平均比率・・・ { 7.5% (27年度) + 8.1% (28年度) + 6.9% (29年度) } ÷ 3 ≒ 7.5%
土浦市の実質公債費比率は7.5%で健全段階となっています。

④土浦市の将来負担比率 83.3%
(イエローカード350.0% レッドカードなし※)

※将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

■将来負担比率とは・・・

将来負担には、以下のようなものがあります。

- 道路整備や学校建設等の公共施設整備の際に発行し、一般会計等が今後償還すべき地方債
- 下水道事業などの特別会計で発行した地方債に対する、将来的な一般会計の負担見込み
- 債務負担行為（将来支出することを前もって約束しているもの）の支出見込み
- 市の全職員が退職したと仮定した場合の退職手当支給見込み
- 湖北環境衛生組合等、本市が加入する一部事務組合が償還する地方債のうち、本市が将来的に負担すべきもの
- 土地開発公社や産業文化事業団など関係する団体の負債のうち、本市が将来的に負担すべきもの

本市には様々な将来負担がありますが、一方で、将来負担に備えた貯蓄（基金）や将来負担に対する財源として見込める歳入があります。

また、地方債の償還に関しては、普通交付税基準財政需要額に算入されるものがあります。

将来負担から、それらに対する財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが、将来負担比率です。

将来負担比率

$$\frac{\begin{aligned} &【一般会計等が償還する地方債残高753.2億円】 + 【下水道等の特別会計地方債残高に対する一般会計負担見込139.0億円】 \\ &+ 【債務負担行為による支出見込2.6億円】 + 【退職手当支給見込73.1億円】 + 【関係団体の負債のうち、本市の将来負担分0億円】 \\ &+ 【加入する一部事務組合の地方債残高のうち、本市の将来負担分0.1億円】 \\ &- 【将来負担に備えた基金113.7億円】 - 【将来負担の財源として見込める歳入90.8億円】 \\ &- 【地方債残高に対する普通交付税基準財政需要額算入見込554.2億円】 \end{aligned}}{\begin{aligned} &【市税・地方交付税などの標準的な財政規模291.8億円】 \\ &- 【地方債償還の財源として普通交付税基準財政需要額に算入された額40.6億円】 \end{aligned}} \div \frac{209.3\text{億円}}{251.2\text{億円}} \times 100 \approx 83.3\%$$

土浦市の将来負担比率は、83.3%で、健全段階となっています。

土浦市公営企業の資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成29年度決算に基づく資金不足比率を算定しました。

資金不足比率の導入

地方公共団体の財政状況を判断する指標として、健全化判断比率が導入されました。それと同時に、地方公共団体が経営する公営企業の財政状況を判断する指標として導入されたのが、資金不足比率です。

公営企業とは、主に使用料などの自らの収入により、その経費をまかなう事業のことで、土浦市における公営企業には以下のような事業があります。

- 下水道事業
- 土浦駅前北地区市街地再開発事業
- 農業集落排水事業
- 水道事業

土浦市公営企業の資金不足比率（全ての事業） — （経営健全化比率＝イエローカード20.0%）

■資金不足比率とは・・・

公営企業ごとの資金不足（＝赤字）がその公営企業の事業規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すものです。

$$\frac{\text{全ての事業で、資金不足額なし}}{\text{営業収益などの事業の規模}} = 0\%$$

29年度の土浦市の全ての公営企業において、資金不足は生じていないため、資金不足比率は「—」（該当無し）で、健全段階となっています。